

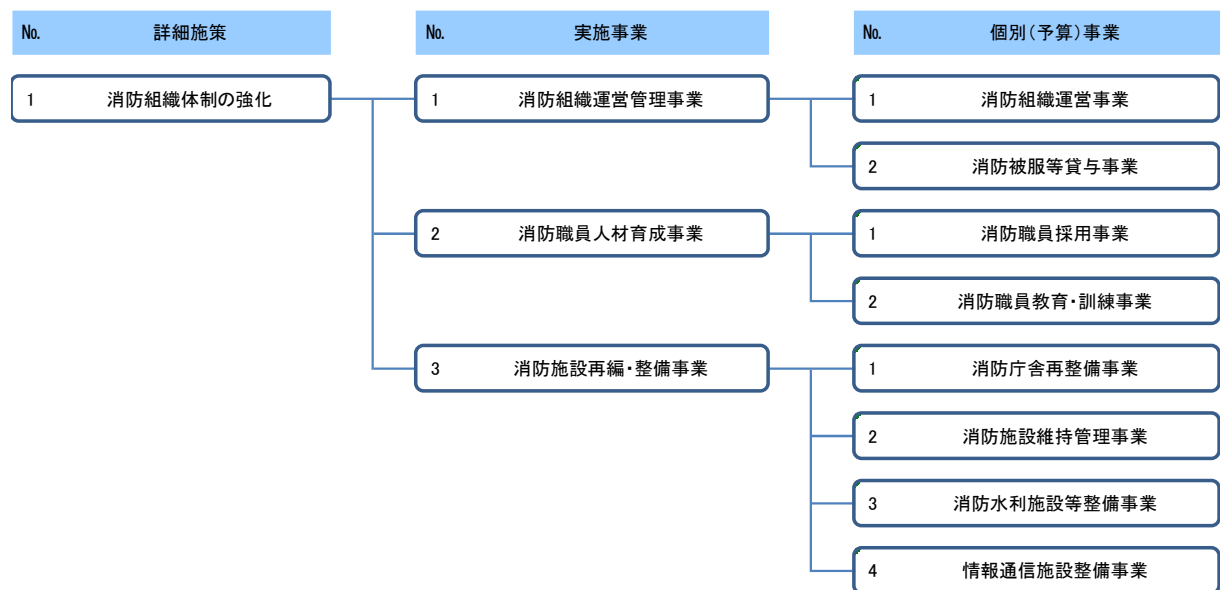
第 2 章 基本計画

1 消防組織体制の強化

昭和23年の自治体消防発足以来、本市では、市街地の拡大、発展に伴い、消防施設、消防資機材の整備を図ってきた。市街地においては、新たな形態の出現や、住民ニーズの多様化等により、災害形態が複雑多様化・大規模化してきており、一部の地方自治体では、緊急消防援助隊の受け入れや広域的に運用可能な部隊を配置した総合防災センターの整備、科学技術の進展による新消防戦術の導入等、時代の変化に柔軟に対応した施設や資機材の整備を必要に応じて進めている状況である。

このことから、都市型災害や大規模自然災害など、日々変化する環境に的確に対応するため、消防組織力の強化及び消防職員的能力向上を図る。

【「1 消防組織体制の強化」に係る施策体系図】



1－1 消防組織運営管理事業

住民の安全・安心を確保するため住民の消防行政への理解と認識を図るとともに、消防職員一人ひとりの意識を向上させることで消防組織の活性化と消防業務の円滑な遂行を図る。

1－1－1 消防組織運営事業

担当課	消防総務課 広域調整課	関連事業	全ての事業
-----	----------------	------	-------

1 現状と課題

少子高齢化の加速化や住民ニーズの多様化、道路等社会基盤整備の進展等、消防を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、消防組織体制の効率的かつ効果的な充実・高度化を図り、地域の消防力を強化することが必要不可欠となっている。

2 施策の方向性（目的）

消防事務を円滑に運営するため、管轄市町の地理的条件、将来人口や都市規模を考慮し、適正な組織体制の構築を図るほか、限られた経営資源を更に有効に活用するため、署所の統廃合や部隊の効率的な運用による災害対応力の強化など、消防力・消防組織体制の再編に向けた取り組みを推進する。

3 主な事業内容

実施事業	事業概要
消防組織運営事業	・住民へより良い消防行政サービスの提供ができるよう、バランスのとれた組織を構築する。 ・管内の人口規模に応じた適正な消防力を確保する。 ・職員の大量定年退職による消防対応力の低下を避けるため、組織体制の見直しを図る。 ※部隊・人員配置、勤務体制、組織再編 等
広域消防推進事業	・消防の広域化によるスケールメリットを活かし、消防行財政運営の効率化と基盤強化を図る。

4 施策推進上の課題

消防業務の改善や勤務体制の見直しには一定の人員増が伴う可能性がある。

1－1－2 消防被服等貸与事業

担当課	消防総務課	関連事業	1-2-1 消防職員採用事業 2-2-3 救急研修・教育事業
-----	-------	------	-----------------------------------

1 現状と課題

消防被服（制服、執務服等）及び防火服等の個人装備（以下、消防被服等という。）については、過酷な災害現場で活動する消防職員にとって活動時に身を守る装備のひとつであるとともに、消防職員としての誇りと規律の象徴でもある。

消防広域化に伴い、消防被服等の仕様を一新したことから、職員に対して必要最低限の被服貸与が完了しているものの、今後も計画的に整備する必要がある。

2 施策の方向性（目的）

職員の大量定年退職に伴う採用等により一定の期間に購入着数が多くなることから、貸与品のリース等を検討し予算の平準化を図る。

3 主な事業内容

実施事業	事業概要
消防被服等貸与事業	・ 職員の安全を確保し、機能的な消防、救急等の活動と秩序ある組織活動を推進するため、大規模リースの導入などにより、消防被服等を効率的かつ計画的に整備する。

4 施策推進上の課題

災害現場活動時に着用する被服であるため、安全性を考慮し、使用頻度、損傷程度に応じて更新していく必要がある。

また、効率的な消防被服等の貸与方法について検討が必要である。

1－2 消防職員人材育成事業

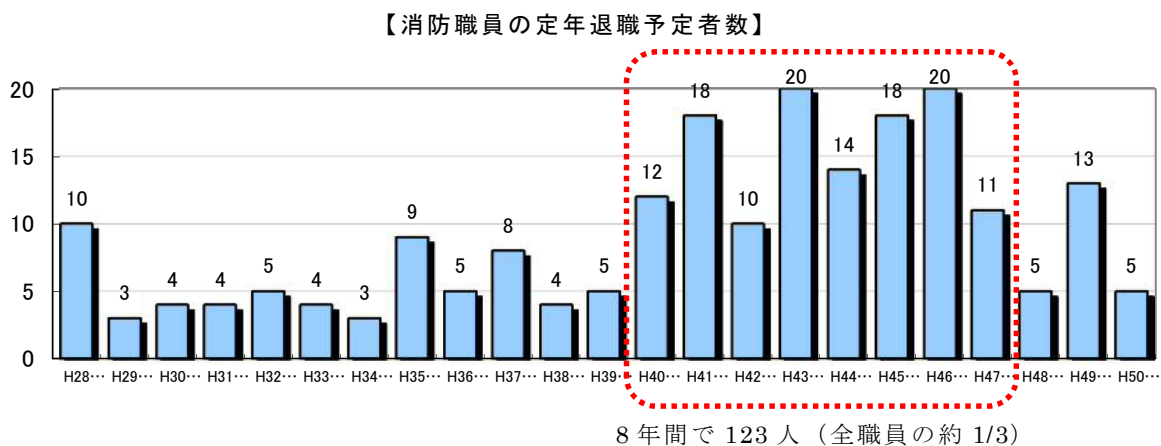
消防職員としての高い倫理観を持ち、消防の基本的任務を十分に果たせる職員を採用、育成するほか、再任用制度等を活用するとともに、定員に含まれない職員の再雇用及び制度活用時の職域や職場体制を検討する。

1－2－1 消防職員採用事業

担当課	消防総務課	関連事業	1-1-2 消防被服等貸与事業 2-2-3 救急研修・教育事業
-----	-------	------	------------------------------------

1 現状と課題

職員の大量定年退職及び災害の複雑化、多様化、広域化に伴い、将来的な職員の年齢構成を考慮した上で、活力ある消防組織の構築を推進し、効率的な組織運営を実現するために計画的に人材を採用することが不可欠となっている。



2 施策の方向性（目的）

将来的な職員の年齢構成を考慮した上で、活力ある消防組織の構築を推進し、効率的な組織運営を実現するために計画的に人材を採用する。

消防職員の大量定年退職による消防力の低下、組織の硬直化と危機管理の低下、更には住民サービスに支障をきたすことが懸念されることから、定年退職予定者を見越した職員採用計画を策定する。

また、再任用制度及び行政専門員制度を活用するとともに、定員に含まれない職員の再雇用及び制度活用時の職域や職場体制を検討する。

3 主な事業内容

実施事業	事業概要
消防職員採用事業	・職員の長期研修や国、県、市町への派遣、定年退職を勘案し、消防活動機能の低下を起こさないよう計画的に新規職員を採用する。 ・また、消防職員の大量定年退職による消防力の低下を防ぐため、定年退職予定者数を見越した前倒し（平準化）採用など、早期に職員採用の計画をたてる。
再任用（雇用）促進事業	・現行制度の再任用制度を活用するとともに、実員に含まれない職員の採用及び制度活用時の職員の職域や職場体制を検討する。

4 施策推進上の課題

将来の予測として、平成 40 年（2028 年）頃から職員の大量定年退職を迎えるが、大量定年退職による消防力の低下を招かぬよう、事前に職員の前倒し採用や平準化等による対応を図らなければならない。（一定期間、人件費の増加が見込まれる。）

1－2－2 消防職員教育・訓練事業

担当課	消防総務課	関連事業	1-2-1 消防職員採用事業 2-2-3 救急研修・教育事業 3-1-2 火災原因調査業務強化事業 3-1-3 予防要員育成強化事業
-----	-------	------	---

1 現状と課題

職員の大量定年退職及び災害の複雑化、多様化、広域化に伴い先進的、効率的かつ継続的な更なる人材育成が急務であり、職員に対して、職場の業務・訓練だけでは習得できない消防に関する高度な知識や技術を修得する機会の提供が必要となっている。

また、消防職員の資格には、救急救命士や危険物取扱者などがあり、自動車免許では、中型免許又は大型免許を持っていなければ消防ポンプ自動車の運転ができない。こうした免許の取得費用のうち、大部分は職員の自己負担でまかなっている現状がある。

2 施策の方向性（目的）

消防職員としての責務を正しく認識させるとともに、的確な消防業務（消防・救助・救急・予防等）を遂行するための知識、技術、規律、体力、気力、精神力等を養い、住民が安全で安心して暮らせるまちづくりに寄与する。

3 主な事業内容

実施事業	事業概要
消防職員育成事業	・ 高度な専門知識や技術に加えて実践力を有する職員を育成するため、積極的に様々な研修会・講習会へ派遣を行う。 ・ 次世代の消防幹部育成制度の構築・運用を検討する。 ・ 職員間の情報共有のため、研修や訓練等に派遣された職員による講習会を実施するとともに、各署所単位でも積極的に技術・知識の継承が行える体制を整備する。 ・ 再任用職員が、自身の豊富な知識を職場に伝承することで、組織に貢献できるよう研修体制の整備を図る。
資格等取得推進事業	・ 消防職員が、消防業務を遂行するうえで必要な資格や免許等を取得させることで円滑な消防業務の推進を図る。

4 施策推進上の課題

職員の多くが積極的に研修を希望しているが、研修の種別によっては定員オーバーとなり希望に沿えない場合がある。改善策として受講枠の拡大が挙げられるが、研修期間中の人員や時間外手当等の人件費の確保が困難となるなどの課題がある。

1-3 消防施設再編・整備事業

消防署所の再配置等により消防力を適正に配置することで、消防需要に対応した効率、効果的な消防体制の構築を図る。また、施設を適正に維持管理することで事故を防止し、公務が円滑に執行できる職場環境を確保する。

1-3-1 消防庁舎再整備事業

担当課	消防総務課 広域調整課	関連事業	1-1-1 消防組織運営事業 1-3-2 消防施設維持管理事業 1-3-4 情報通信施設整備事業
-----	----------------	------	--

1 現状と課題

(1) 消防庁舎

老朽化が著しい消防庁舎や耐震化が未実施の消防庁舎があり、大規模災害時に防災拠点としての機能が果たせない可能性が非常に高いことから早急に対応する必要がある。

また、面積の狭小、機能の不足等がみられる署所が複数存在する他、荻窪出張所のように、車庫、執務室、生活関連スペースがそれぞれ別個に位置しているため、出動時に車庫まで長い動線を一般車両や来庁者に注意しながら移動しなければならないなど環境自体に課題がある署所も存在する。

【消防署所一覧】

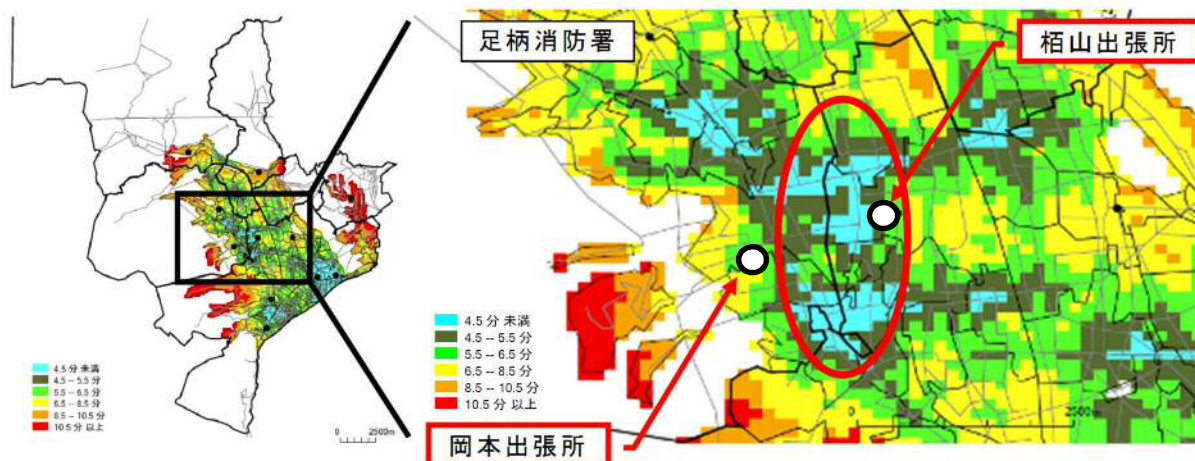
(平成27年4月1日現在)

No.	署所名	竣工年	築年数	構造	延面積 ※庁舎部分のみ	敷地面積	耐震(改修)	備考
1	消防本部・小田原消防署	H6年	21年	鉄筋コンクリート造	3,932 m ²	3,779 m ²	耐震構造	
2	南町分署	H18年	9年	鉄筋コンクリート造	1,127 m ²	886 m ²	耐震構造	
3	荻窪出張所	S51年	41年	鉄筋コンクリート造	169 m ²	-	改修中	市役所1階の一部
4	国府津出張所	S31年	59年	木造	191 m ²	707 m ²	未改修	
5	栢山出張所	S63年	27年	鉄筋コンクリート造	795 m ²	1,365 m ²	改修済	
6	西大友出張所	S38年	52年	木造	132 m ²	665 m ²	未改修	
7	足柄消防署	S47年	43年	鉄筋コンクリート造	1,313 m ²	3,719 m ²	改修済	
8	松田分署	S47年	43年	鉄筋コンクリート造	883 m ²	896 m ²	改修済	
9	山北出張所	S50年	40年	鉄筋コンクリート造	331 m ²	665 m ²	診断結果可	
10	岡本出張所	S53年	37年	鉄筋コンクリート造	535 m ²	1,150 m ²	未改修	
11	中井出張所	H23年	4年	鉄骨造	288 m ²	1,398 m ²	耐震構造	

(2) 消防署所の配置

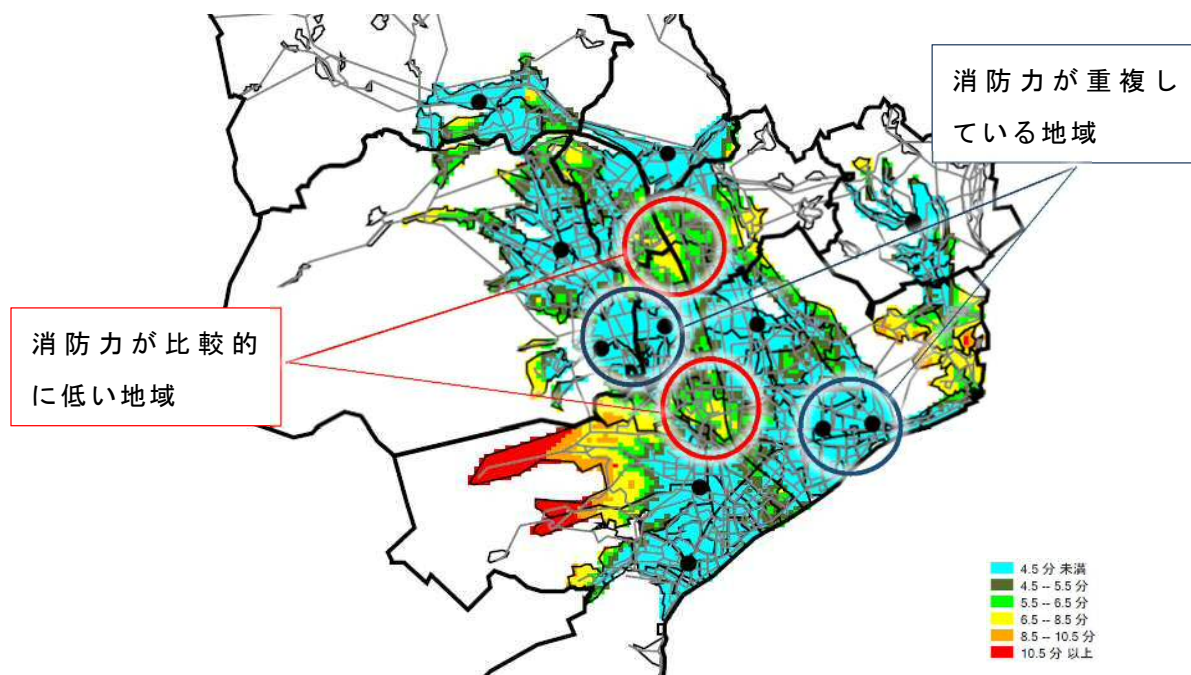
消防の広域化に伴い、これまでの管轄区域が統合されたことにより消防力が重複する地域が発生する一方で、従前から比較的に消防力の低い地域が存在するなど消防力に不均衡が生じるなど課題を残していることから、今後、消防需要（地域人口）に応じた署所の再配置を検討する必要がある。

【消防署所の近接により消防力が重複する地域（現状）】



図：（一財）消防科学総合センター「消防力適正配置調査報告書」より

【消防署所からの走行時間（現状）から見た消防対応力の分布】



図：（一財）消防科学総合センター「消防力適正配置調査報告書」より

(3) 広域的総合防災拠点施設

東日本大震災や阪神・淡路大震災でも明らかとなったように、災害応急対策活動を迅速に行うためには、事前にその活動拠点を確保することが重要である。

また、平常時には、消防職員はもとより各市町消防団員の各種訓練・研修が可能な訓練施設（訓練塔、部隊活動訓練スペースなど）として活用し、災害発生時に取るべき行動等について理解し、広域的に各部隊が連携して活動できる体制を構築することが重要である。

2 施策の方向性（目的）

(1) 消防庁舎の再整備と執務環境の改善

防災拠点としての機能を継続的に維持していくため、喫緊の課題である老朽化した庁舎の再整備及び耐震化未実施庁舎の改修を行うほか、劣悪な執務環境の改善を行う。

(2) 消防署所の統合等による再整備の推進

より効果的かつ効率的な消防行政サービスの提供が図られるよう地域の実情を勘案した施設整備及び各署所の適正な部隊（人員）配置を推進する。

また、消防署所の再整備にあわせ、受持ち区域の見直しを行い、より効果的かつ効率的な消防署所等の適正配置（統廃合建設整備等）を計画的に実施する。

(3) 広域的総合防災拠点施設の研究

県西地域全体の消防・防災力を強化するため、関係市町はもとより国や県等を含めた広域的事業として、広域的総合防災拠点施設の整備について研究する。

3 主な事業内容

実施事業	事業概要
消防庁舎再整備事業	・ 庁舎の老朽化が著しい消防署所を優先的に統合再整備する。 ・ 消防署所の再整備にあつては、庁舎の移転等により効果的かつ効率的な署所配置を図る。 ・ 消防署所の再整備を視野に入れながら消防庁舎の耐震化を実施する。 ・ 消防署所の再整備にあわせて、劣悪な執務環境の改善を図る。 ・ 国や県等を含めた広域的事業として広域的総合防災拠点施設の整備を研究する。

消防署所については、消防力の整備指針（消防庁告示）にもとづき、都市形態の変化や市街地の形成状況、都市計画道路の整備状況、更には「消防力適正配置調査報告書※」による科学的分析結果等を踏まえ、老朽化や耐震上の理由などで再整備が必要な消防署所を整備する。

再整備にあたっては、消防力を総合的に向上させるため、既存施設の再編などによる配置の見直しを行う。なお、限られた期間の中で、署所全体を対象とした再整備計画は現実的ではないことから、再整備対象署所を明確にして確実な整備を推進するものとする。

※ 消防力適正配置調査…（一財）消防科学総合センターにおいて、管轄区域の人口データや過去の災害データ、道路データ等をもとに、現有消防力を効果的かつ効率的に配置するため、科学的に分析・検証を行った調査。

4 施策推進上の課題

消防庁舎等の整備には多額の経費が必要となることから有効な財源の確保に努める必要がある。

また、事業用地を新たに確保しなければならないことから、事業の遅延を招かぬよう早期に候補地の選定に着手しなければならない他、円滑に用地事務を進める必要がある。

1－3－2 消防施設維持管理事業

担当課	消防総務課	関連事業	1-3-1 消防庁舎再整備事業
-----	-------	------	-----------------

1 現状と課題

消防庁舎や施設等については、全体的に老朽化しており、計画的な改修工事が必要となっている。

岡本出張所は、築37年（平成27年4月1日現在）が経過しており、外壁の改修及び屋上等の防水全面改修が必要となっているほか、荻窪出張所については、小田原市役所庁舎1階の一部分を事務所としているが、車庫棟、トイレ、浴室、炊事場及び仮眠室など全てが事務室から離れているほか、救急現場等で汚染された車両、資機材及び着衣等の洗浄場所がないなど衛生面、執務環境面が悪いことから、施設改修もしくは再整備が必要である。

このほか、全体として女性職員の執務環境整備の更なる向上を図るため、署所再整備に合わせて改善を図っていく必要がある。

2 施策の方向性（目的）

消防庁舎再整備事業と整合を図りつつ、消防庁舎（消防本部、消防署、分署及び出張所等）及び設備等を適正に維持・管理するとともに、計画的に改修工事等を実施し、防災拠点としての機能強化及び消防活動の効率化を図る。

また、消防署所の再整備又は庁舎改修に併せて女性消防職員の当直できる施設を整備することにより、女性消防職員の職域と配属先の拡充を図る。

3 主な事業内容

実施事業	事業概要
消防施設維持管理事業	・ 常時万全な体制で消防活動が行えるよう、消防庁舎及び消防車両等の維持・管理を行う。
消防庁舎等改修事業	・ 劣悪な執務環境を改善するため、消防庁舎の改修工事等を実施し、防災拠点としての機能強化及び消防活動の効率化を図る。 ・ 消防署所の再整備又は庁舎改修に合わせ女性消防職員の職域と配属先の拡充を図る。

4 施策推進上の課題

比較的規模の大きい消防庁舎等の改修工事時には、一時的に通常機能が保てない状況が発生することから、出動の遅延等、消防活動に支障を及ぼすことのないよう留意する必要がある。

1－3－3 消防水利施設等整備事業

担当課	警防計画課	関連事業	—
-----	-------	------	---

1 現状と課題

地震の発生により同時多発的に火災が発生した場合、消火栓や防火水槽等の消防水利が使用できなくなることが懸念されている。予防策として災害時に使用できる消防水利を十分確保しておくことが重要であり、耐震性を有する防火水槽を整備することは初期消火体制を構築するうえで必要不可欠となっている。

また、消火栓、防火水槽等の経年劣化による腐食、破損がでてきており、有事の際に有効に使用できるよう修繕が必要である。

2 施策の方向性（目的）

住民の生命、身体及び財産を守るため、消火活動上、必要な消火栓、耐震性貯水槽を計画的に整備し、火災による被害の軽減を図るとともに、有事の際に有効に使用できるよう管轄区域全体の水利整備状況等の把握に努める。

3 主な事業内容

実施事業	事業概要
消防水利施設等整備事業	・耐震性防火水槽及び消火栓等の水利を計画的に整備する。 ・消火活動時に支障がないように現状の水利の維持管理をする。 ・防火水槽の耐震化・長寿命化を実施する。

4 施策推進上の課題

消防水利事務については、広域化に伴う消防事務の委託対象にはならず、管内全域の整備計画では、整備主体である2市5町の所管課と十分な調整が必要となる。

【消防水利事務について】

1市5町の「消防に必要な消火栓及び防火水槽等の水利施設」は、広域化前（足柄消防組合）から1市5町の関係課等で維持管理を実施していたため、広域化後も引き続き行い、委託対象事務とはしなかった。

1-3-4 情報通信施設整備事業

担当課	情報司令課	関連事業	1-3-1 消防庁舎再整備事業
-----	-------	------	-----------------

1 現状と課題

平成20年度に、現在の消防情報指令システムを導入し運用を行っているところであるが、経年による機器の老朽化が進み、メンテナンス、オーバーホール、更新が必要となっている。

また、今後、情報通信技術の発達にあわせて、本市の消防情報指令システムの更なるバージョンアップや、システムの増設等が必要となる可能性がある。

2 施策の方向性（目的）

多種多様な災害通報（119 番通報）等を受信、災害地点特定、直近消防隊への出動指令に至る業務を的確に行い、消防隊の迅速かつ確実な現場到着を実現するための消防指令センターを維持管理、運用し、常時あらゆる災害から住民の生命、身体を守り、財産の被害の軽減を図る。

3 主な事業内容

実施事業	事業概要
情報通信施設整備事業	・住民等からの緊急通報に対し、迅速・的確な出動指令を出せるように通信指令施設の更新整備を行い、救命率の向上及び各種災害による被害の軽減を図る。

4 施策推進上の課題

情報通信機器のメンテナンス、オーバーホール、更新において多額の費用がかかるほか、通信運搬費を含む維持・管理経費（ランニングコスト）が高額となる。



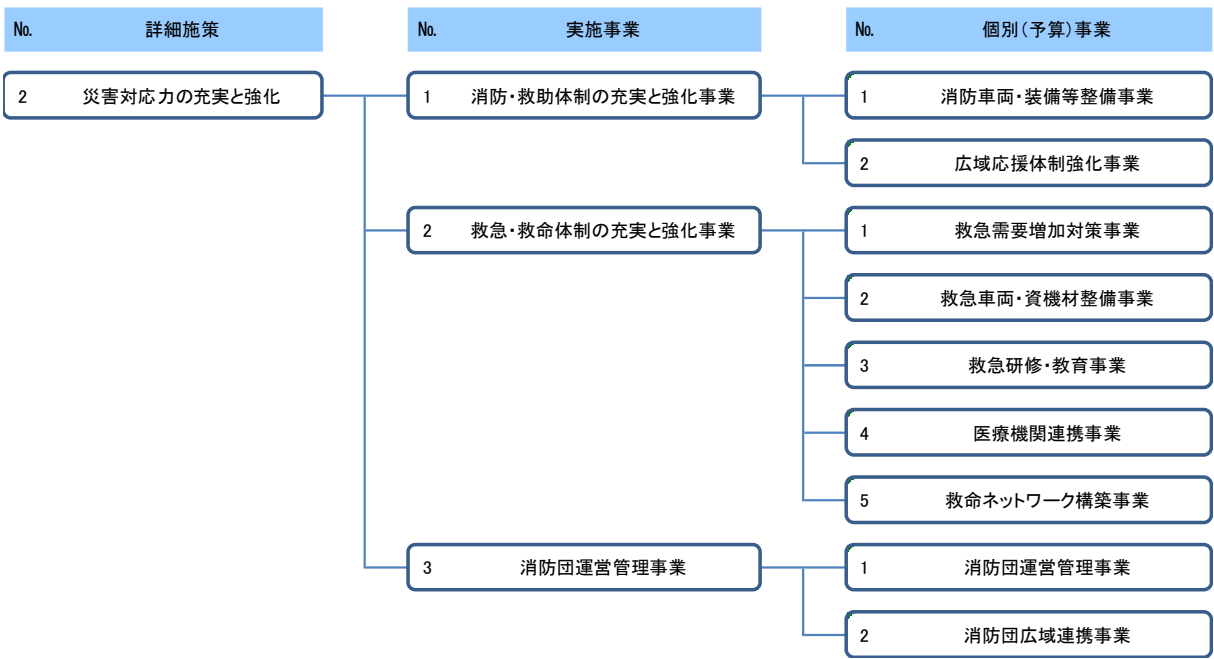
2 災害対応力の充実と強化

今日まで消防体制については、消防署所や消防車両といった消防力の基盤整備を中心に事業推進を図ってきたが、専任職員が十分に配置できていない等、厳しい部隊編成での運用が続いている。

しかし、消防の広域化による管轄区域の拡大や災害の複雑化・多様化、救急需要の大幅な増加等に伴う災害対応力の充実と強化は必要不可欠であり、消防活動の安全管理体制及び救助体制の充実を図ることは喫緊の課題である。

消防体制の充実・強化については、限られた人員を効率的に配置し、車両や資機材を効果的に運用する必要があることから、社会情勢を的確に判断し、消防需要に見合った消防力を整備していく。

【「2 災害対応力の充実と強化」に係る施策体系図】



2-1 消防・救助体制の充実と強化事業

消防・救助体制の充実と強化を図るため、消火・救助業務に係る体制整備や職員的能力向上等、消防防災・危機管理体制の強化を図るほか、消防車両等の更新整備を行い、多種多様な災害に対応可能な体制を構築する。

2-1-1 消防車両・装備等整備事業

担当課	警防計画課 警防第1・2課	関連事業	2-2-2 救急車両・資機材整備事業
-----	------------------	------	--------------------

1 現状と課題

災害が大規模・高度化・特殊化し、また住民ニーズの多様化など、近年、消防を取り巻く災害の形態は急速に変化しており、この変化に的確に対応するため、消防力の充実強化を図っていく必要がある。

消防車両以外、消防施設等は更新がほとんど出来ない状況で老朽化し、本来の機能が発揮できないものが多いことから、災害対応力の高い車両への更新、先進的な消防装備、各種資機材の整備が必要であるため、計画的に整備を推進していく必要がある。

2 施策の方向性（目的）

複雑多様化する災害への対応や車両の老朽化に伴う消防力の低下を防ぐため、車両及び資機材等の更新・整備を行う。

3 主な事業内容

実施事業	事業概要
消防車両整備事業	- 車両更新計画に基づき更新・整備を行う。 （車両更新計画の見直しを検討する。） - 計画的な更新により、車両数の適正化を図る。
消防・救助等資機材整備事業	規格の統一や職員の活動時の安全性や運動性等を考慮し、時代のニーズに見合った資機材の導入を図る。
水防施設・資機材整備事業	水防活動の拠点となる水防倉庫に、各種災害に対応した資材の必要量を確保する。

4 施策推進上の課題

消防車両数の適正化、資機材の規格の統一等を図るには、一定の期間が必要となる。

2-1-2 広域応援体制強化事業

担当課	警防計画課	関連事業	—
-----	-------	------	---

1 現状と課題

現在、緊急消防援助隊には、消火隊を始めとして、救助・救急・はしご・水難・後方支援の各部隊を登録し、広域応援体制の強化に努めているところであるが、長期間にわたり部隊を被災地派遣するための資機材が不足している状況であり、計画的な整備が必要である。

また、近年の大規模化・特殊化する災害に対応するため、近隣はもとより、県内の各消防本部等との連携体制の強化が必要であり、定期的・効果的な合同訓練を実施することにより、緊急消防援助隊を始めとして、広域応援体制の強化を図る必要がある。

2 施策の方向性（目的）

広域的大規模災害に対応するため、緊急消防援助隊等の装備品の充実や広域応援訓練等を実施することにより、応援、受援体制の充実強化を図る。

3 主な事業内容

実施事業	事業概要
広域応援体制強化事業	・ 広域的大規模災害に対応するため、緊急消防援助隊等の装備品の充実を図る。 ・ 広域応援訓練等を実施することにより、応援、受援体制の充実強化を図る。

4 施策推進上の課題

消防の広域化により、小田原市消防本部の組織規模が拡大したことで、広域応援時に各消防本部を取りまとめる役割も多くなったことから、自らの装備品等の整備だけでなく、統括部隊訓練等の活動面での体制強化も必要となっている。

2-2 救急・救命体制の充実と強化事業

高度な救命処置を行う救急救命士の計画的な養成と高規格救急車や高度救命資機材の整備を進め、救急業務の高度化の推進に努める。

また、住民に対する各種の普及講習を開催し、応急手当の普及啓発を図るほか、救急車の適正利用について啓発活動を実施する。

2-2-1 救急需要増加対策事業

担当課	救急課	関連事業	2-2-5 救命ネットワーク構築事業
-----	-----	------	--------------------

1 現状と課題

今後、高齢化の更なる進展や住民意識の変化に伴い、救急需要が増加し続けることが予想され、地域によっては、更に現場到着時間が遅延し、救命率に影響がでることが危惧されている。

また、住民に対して、救急車が必要な状態について啓発し、「救急車の利用のしかた」を定着させることが救急需要対策の原点であることから、住民の理解を得るための積極的な広報活動を展開する必要がある。

2 施策の方向性（目的）

救急需要が増大することで、救急隊の現場到着時間の遅延など、住民に不利益が及ぶことがないよう、救急車の上手な使い方について理解を深め、緊急性の高い傷病者の救命率の向上を図る。

3 主な事業内容

実施事業	事業概要
救急車適正利用推進事業	・救急車の上手な利用について（正しい利用の協力について）、広報・啓発活動を行い、リーフレットの配布等を実施する。
民間救急事業者活用事業	・継続して、緊急性のない患者を搬送する民間の事業者の認定を進める。

4 施策推進上の課題

家庭における「緊急度判定」や救急医療におけるＩＣＴ利活用の一環として、消防情報指令システムと連動したトリアージシステムについても検討する必要がある。

2-2-2 救急車両・資機材整備事業

担当課	救急課	関連事業	2-1-1 消防車両・装備等整備事業
-----	-----	------	--------------------

1 現状と課題

救急に対する需要は近年著しく増加しており、救急サービスに対する住民の期待と信頼は極めて高いものがあるといえる。また、2025年（平成37年）以降の高齢化のピークに向けて救急需要は今後もますます増加するものと考えられている。

現在救急車1台あたりの平均走行距離は1年間に25,000キロメートルとなっているが、今後救急出動件数に比例して走行距離が増加すると救急車の故障等が発生しやすくなる。

2 施策の方向性（目的）

救急車を計画的に更新し、整備するとともに、高度救命処置用資機材の整備や感染防止用資機材の整備を行う。また、消防隊の救急資機材を整備する。

なお、署所の適正配置の検討に併せ、救急需要に応じた救急隊の適正な配置を検討していく。

3 主な事業内容

実施事業	事業概要
高規格救急自動車更新・整備事業	・車両更新計画に基づき更新・整備を行う。 ・計画的な更新により、車両数の適正化を図る。
救命処置用資機材等整備事業	・規格の統一や職員の活動時の負担等を考慮し、時代のニーズに見合った資機材の導入を図る。

4 施策推進上の課題

高度救命処置用資機材は、定期的な保守点検が必要となる。また、出動件数の増加に伴い、更新年数の短縮や車両数の適正化について検討する必要がある。

2-2-3 救急研修・教育事業

担当課	救急課	関連事業	1-2-2 消防職員・教育訓練事業 2-2-4 医療機関連携事業
-----	-----	------	-------------------------------------

1 現状と課題

現在救急救命士は、資格取得後に2年に1回程度の再教育病院実習やメディカルコントロール協議会による生涯教育を行っている。いずれも救命センターや救急医の指導のもとで実習・研修を行っており、救急隊が医療機関へ搬送し、初期治療に当たる上で必要な情報、応急処置を理解するために有効である。救急医療は年々高度化しており、それに伴い救急隊員（救急救命士）に求められている知識、技術も高度なものとなっている。

救急救命士の教育研修の場は確立されているが、その他の救急隊員の教育は限られている。今後は消防職員全体が救急の知識を深め、高度救命処置を理解し、現場で補助する能力が必要とされるため、救急救命士の指導のもと教育を行う必要がある。

2 施策の方向性（目的）

救急救命士を養成し、救急隊1隊に複数の救急救命士が乗車できる体制を整備する。また、気管挿管、薬剤投与などの資格取得研修や病院実習などを継続して行うとともに指導的な救急救命士を養成し、所属における教育訓練体制の充実と救急隊員の知識・技術の向上を図る。

3 主な事業内容

実施事業	事業概要
救急隊員教育訓練事業	・指導的な立場の救急救命士の養成を図る。また、次の研修等を受講させ、救急救命士を養成していく。 ①救急救命士養成研修 ②救急救命士就業前病院研修 ③救急救命士再教育病院実習 ④気管挿管病院実習 ⑤ビデオ喉頭鏡資格取得実習 ⑥拡大処置研修（2行為）

4 施策推進上の課題

教育訓練期間中に、救急救命士等の職員が不足しないよう留意する必要がある。

2-2-4 医療機関連携事業

担当課	救急課	関連事業	2-2-3 救急研修・教育事業
-----	-----	------	-----------------

1 現状と課題

地域住民の高齢化が進み、地域医療の充実・高度化が求められる中、救急需要は増加する傾向にある。消防業務全体に占める救急業務の割合が大きくなってきており、メディカルコントロール体制に基づく、検証・研究により救急隊員の資質の向上を図り、救急業務の高度化に対応した救急体制を確立する。救急の需要は高齢化の進展による重症傷病者の増加など、更なる事業の拡大が見込まれるので、救急隊員の救急医療における応急処置等の資質向上は不可欠である。

2 施策の方向性（目的）

医療機関との合同研修・訓練を行い、連携の強化を図る。また、救急救命士に対する指示体制の充実及び救急活動の医学的な観点による検証を行い、救急救命処置の質の向上を図る。

3 主な事業内容

実施事業	事業概要
病院前救護体制強化事業	・メディカルコントロールに登録されている指示医師によって、救急救命士が行う特定行為に具体的指示、指導・助言を実施する。 ・救急活動記録票に基づき、検証医師による救急活動全般の検証を実施する。

4 施策推進上の課題

救急救命士の増加や救急救命処置の処置範囲拡大を受け、事務量の増加が懸念される。また、傷病者の適切な搬送を行うためには、地域の救急医療機関との連携を推進する必要がある。

2-2-5 救命ネットワーク構築事業

担当課	救急課	関連事業	2-2-1 救急需要増加対策事業
-----	-----	------	------------------

1 現状と課題

応急手当の普及啓発については、「小田原市応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」に基づき実施している。応急手当普及員が指導員として講習指導を実施しており、講習回数・受講者が拡大している。応急手当普及員及び再任用職員等の講習開催を支援していくための資機材や教材の整備が必要である。

2 施策の方向性（目的）

救命講習等の普及啓発活動を継続して実施することにより、住民の応急手当により傷病者の症状の悪化防止や緊急性の高い傷病者に対しての迅速な救命手当の実施を推進する。

3 主な事業内容

実施事業	事業概要
救命講習実施事業	・住民に対し、救命講習等の指導を行い、応急手当の知識・技術を広く住民に普及する。
AED設置促進事業	・管内の事業所等が設置したAEDについて、事業者の承諾を得て住民に周知することで「救命の連鎖」の構築を支援する。

4 施策推進上の課題

心肺蘇生ガイドラインは5年ごとに変更されるため、訓練用AEDトレーナーのバージョンアップ等を実施する必要があることから、事業費が変動する可能性がある。

2-3 消防団運営管理事業

消防団の持つ地域密着性、要員動員力、即時対応力を最大限に発揮できるよう、消防団員の確保、施設整備、装備整備等の充実強化を推進する。

また、管轄する2市5町の消防団と常備消防との災害対応に係る広域的連携訓練を実施する。

2-3-1 消防団運営管理事業

担当課	消防課 (小田原消防署)	関連事業	2-3-2 消防団広域連携事業
-----	-----------------	------	-----------------

1 現状と課題

住民の安全・安心に資するため、老朽化した小型動力ポンプ積載車及び小型動力ポンプの更新を計画的に進める必要がある。

神奈川県西部地震や東海地震、南海トラフ地震など、大規模災害の発生が危惧されている中、今まで以上に地域防災力の核となっている消防団詰所の整備は喫緊の課題である。

2 施策の方向性（目的）

消防団員の災害活動、公務災害補償、退職報償、運営等に関して担保することにより、災害時における消防体制の強化を図るほか、施設及び資機材などの整備を進め、地域総合防災力を高める。

【消防団事業について】

各市町の「消防団」は、消防組織法にもとづき各市町が管理することとなっており、地域に密着した多様な活動を行う必要があることから消防事務委託の対象外となっている。

このため、本計画における消防団事業については「小田原市消防団」に係る事業計画となる。

3 主な事業内容

実施事業	事業概要
消防団運営管理事業	・消防団員の災害活動、公務災害補償、退職報償、運営等に関して担保することにより、災害時における消防体制の強化を図る。
消防団車両・資機材整備事業	・更新計画に基づき、更新・整備を行う。 ・計画的な更新により、資機材等の適正化を図る。
消防団施設維持管理事業	・常時万全な体制で消防活動が行えるよう、消防団施設の維持・管理を行う。

4 施策推進上の課題

平成25年12月13日に公布・施行された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を受け、「消防団の装備の基準」(消防庁告示)が改正されたことに伴い、現状から新基準に合わせる必要がある。電波使用料については、総務省における3年ごとの料金見直しがあることから、変動が予想される。

また、老朽化が進んでいる消防団詰所が多々ある中、建て替えの優先順位、それに伴う用地の確保等、計画が立てにくいため建て替えが進んでいないのが現状である。賃借地所有者の都合により移設を余儀なくされた場合には、事業費が突出することになる。また、場合によっては建設手法など従前の例によるのではなく、新たな計画の検討が必要と考えられる。

2-3-2 消防団広域連携事業

担当課	広域調整課	関連事業	2-3-1 消防団運営管理事業
-----	-------	------	-----------------

1 現状と課題

常備消防については広域化されたが、消防団については各市町で所管している。

災害現場で協力して円滑な活動をするためには、合同訓練や定期的な連絡会議の開催等により日ごろから顔の見える関係の構築が必要となっている。

2 施策の方向性（目的）

合同訓練等を通じて、管轄する2市5町の消防団と常備消防との連携強化を図る。

3 主な事業内容

実施事業	事業概要
消防団広域連携事業	・ 管轄する 2 市 5 町の消防団と常備消防との災害対応に係る広域的連携訓練を実施する。

4 施策推進上の課題

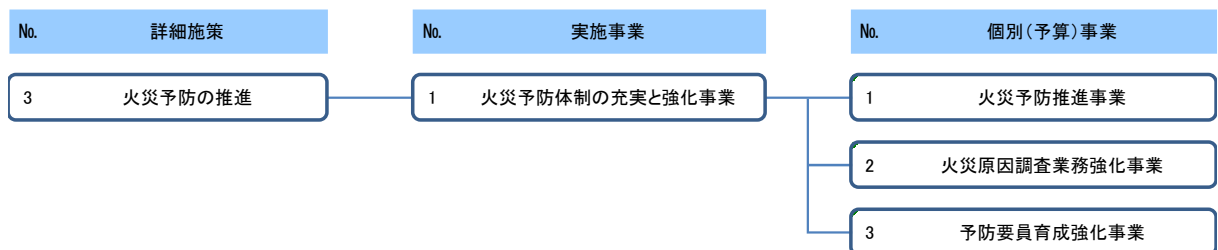
地域の実情に応じた連携の確保を図ることが必要となるほか、各市町防災所管との連携の確保も必要となる。

3 火災予防の推進

火災予防対策については、昭和23年の消防法制定以来、目まぐるしく変化する社会経済情勢の中、数々の大規模火災を教訓として、立入検査及び違反是正、消防同意、防火管理制度、防災規制、住宅防火対策、危険物規制、消防用設備等の設置・維持基準、消防用機械器具の検定制度等に係る消防法令の整備が進められてきた。火災予防の効果的な推進のためには、消防機関だけではなく、他の行政機関や事業所、地域、更には住民が、それぞれ自らの責任と役割分担を認識し、相互に協働して総合的な連携を図ることが重要である。

予防業務は、科学技術の進歩による産業の高度化及び社会情勢の複雑化、多様化により、予防要員に必要とされる知識や求められる技量も高度化しており、限られた人員の中で効率的かつ効果的な業務を遂行できるように体制を構築していく必要がある。

【「3 火災予防の推進」に係る施策体系図】



3-1 火災予防体制の充実と強化事業

立入検査業務、違反処理体制を強化し、防火対象物を住民の安全な利用に供するために、出火防止及び防火管理体制の確立を目指す。また、火災原因調査業務を強化することにより精度を向上させ、調査結果やその他統計データの活用により火災予防広報の充実を図り、防火意識の更なる普及・啓発を行い、事業所においては自主保安体制の向上を促進する。

また、効果的な予防業務を実施していく上で、予防要員の育成を行い、併せて高度な教育を施すことにより予防業務の水準を高める。

3-1-1 火災予防推進事業

担当課	予防課	関連施策	3-1-2 火災原因調査業務強化事業 3-1-3 予防要員育成強化事業
-----	-----	------	--

1 現状と課題

火災の原因は放火によるものや火の不始末に起因するものが多く、火災を予防するためには、住民一人ひとりの防火意識の高揚を図る必要があるため、火災予防広報を効果的に展開することは重要な事業である。

大規模な防火対象物、危険物施設は、火災などの災害発生の際に、その施設のみならず周辺地域の住民及び環境、あるいは経済活動に甚大な被害をもたらすおそれがあるため、尊い生命と財産の被害を少しでも減らすよう、立入検査を継続し防火指導の充実と法令違反の是正促進を図る必要があるとともに、事業所などに対しては事業所の形態に応じた防災講演や消防訓練の充実を図る必要がある。

予防業務は、限られた人員の中で可能な範囲で行っている状況であるため、立入検査の実施率及び違反是正の実効性が十分な水準に達していない。

2 施策の方向性（目的）

立入検査業務及び違反処理体制を強化し、法令違反の是正に努める。また、防火意識の更なる普及・啓発を行うため、火災予防広報の充実を図り、特に事業所における自主保安体制の向上を促進する。

3 主な事業内容

実施事業	事業概要
違反処理業務強化事業	・立入検査等で判明した法令違反のある防火対象物及び危険物施設の違反是正を促進し、火災等による被害の減少及び防火・防災意識の向上を目指す。
火災予防広報事業	・住民等に対し、様々な機会を通じ出火防止を最重点とした防火意識の普及・啓発を行う。特に火災予防運動期間には実施計画に基づき取り組みを強化する。 ・事業所の形態に応じた防災講演を開催するほか、高度な総合訓練を実施し指導することで、自主保安体制及び安全管理の向上を図る。

4 施策推進上の課題

火災予防広報は住民周知というより、むしろ積極的かつ広範囲に展開すべき性質を持っているので、組織全体で取り組むべき事業であり、そのためにも立入検査等を実施する体制の整備や担当職員の資質向上のための育成計画の検討、構築が必要である。

3－1－2 火災原因調査業務強化事業

担当課	予防課	関連施策	1-2-2 消防職員教育・訓練事業 3-1-1 火災予防推進事業 3-1-3 予防要員育成強化事業
-----	-----	------	---

1 現状と課題

消防の広域化に伴い、消防部隊等も火災原因調査業務を行う体制としたため、調査に必要な資機材が不足している。

また、従来の火災原因調査業務は、火災原因を判定するための判断基準が調査員の経験と知識に基づくことが多く、後ろ盾となる科学的根拠による調査体制が十分に確立されていないのが現状である。

近年、特に製品からの出火事例は、住民等の関心が高まりつつあること及び使用者と製造業者の利害に深く関係しており、より正確な火災原因の究明が求められていることから、職員の更なるレベルアップを図るための研修会等及び調査に必要な専門的な資機材の整備が必要となっている。

2 施策の方向性（目的）

火災原因調査業務の更なるレベルアップを図るために、研修会等を定期に実施するとともに、火災原因調査業務に必要な資機材を各部隊に整備し、調査能力を平準化及び向上させ、判明した火災原因の調査結果を、今後の火災予防広報を始めとする諸施策及び警防業務に反映させる。

3 主な事業内容

実施事業	事業概要
火災原因調査業務強化事業	・精度の高い火災原因調査を実施するために、資機材の整備を進める。 ・火災調査科（消防大学校、県消防学校）へ派遣し、高度な教育を施す。 ・内部研修会の実施及び外部研修会等への派遣など、人材の育成を図る。

4 施策推進上の課題

大規模・特殊火災等に係る火災原因調査については、消防本部の対応力を補うために国による原因調査の体制が整備されているので、制度活用のための指針を定めておく必要がある。一方、通常の火災に係る原因調査については、専門的知識及び経験を有する人員不足から知識、技術の継承が進んでいない。また調査に必要な高度な資機材を導入し、活用するためのスキルアップも求められている。

火災原因調査業務を実施する体制の整備や担当職員の資質向上のための育成計画の検討、構築が必要である。

3－1－3 予防要員育成強化事業

担当課	予防課	関連施策	
			1-2-2 消防職員教育・訓練事業 3-1-1 火災予防推進事業 3-1-2 火災原因調査業務強化事業

1 現状と課題

平成14年以降、重大な火災事例により消防法令が頻繁に改正され、また、国の進める制度が追加されるなどして、法令違反及び経過措置となっている防火対象物

や新たに指導の必要が生じてきた防火対象物が増加している。そのため通常行うべき立入検査業務が圧迫され、どちらも十分に実施できないばかりでなく、対応する予防要員の育成も進んでいない。

更に、予定されている違反對象物の公表制度を始めとした、国の推進する予防業務の強化、拡充対策による業務量の増加が十分に予想される。

また、広域化による組織機構の見直しにより、防火対象物への立入検査等を広範囲に効果的に行うため、警防業務兼務職員の予防要員を増員し、教育、研修会を行っているが、高度化、多様化する予防業務に対応するため、更なる専門的知識が必要となっている。

2 施策の方向性（目的）

立入検査業務及び違反処理体制を強化するため、広域化による組織機構の見直しにより増員された予防要員に対して、計画的に高度な教育等を施すことにより予防業務の水準を高めるとともに、組織全体で火災予防広報に取り組める体制を整備する。

3 主な事業内容

実施事業	事業概要
予防要員育成強化事業	・ 予防科（消防大学校）へ派遣し、高度な教育を施す。 ・ 危険物科（消防大学校）へ派遣し、高度な教育を施す。 ・ 予防査察科（県消防学校）へ派遣し、高度な教育を施す。 ・ 内部研修会の実施及び外部研修会等への派遣など人材育成を図る。 ・ 予防技術資格者の計画的育成と配置を行う。

4 施策推進上の課題

予定されている違反對象物に係る公表制度など、国の推進する予防業務の強化、拡充対策に限られた職員で対応するため、予防要員の育成と更なるレベルアップが急務となっているが、予防業務に対する意識が警防業務に比べ低いため、消防本部全体で意識改革を行っていく必要がある。

また、予防技術資格者として認定を受けるためには、予防技術検定の合格に加え、予防業務従事経験が通算４年以上求められていることから、その育成、配置には十分に精査した計画性が求められる。